

◆計画の基本的な考え方

【計画策定の趣旨】

令和3年3月に策定した「山形県再犯防止推進計画」に基づき、5年間にわたり本県の実情に応じた再犯防止施策を推進することで、県内の再犯者率は39.3%（令和5年）と全国一低くなつた。しかし、犯罪をした者等を取り巻く環境は変化しており、新たな状況を踏まえ、今後も犯罪をした者等が円滑に社会の一員として活躍できるよう、更には県民が安全で安心して暮らせる社会を実現するために計画を策定する。

【計画の位置付け】

- 再犯防止推進法に基づく地方再犯防止推進計画
- 「第4次山形県総合発展計画」、「山形県地域福祉支援計画」の個別計画

【計画の対象者】

「犯罪をした者等※」のうち支援が必要な者
※起訴猶予者、執行猶予者、罰金・科料を受けた者、矯正施設（刑務所・少年院）出所者、非行少年若しくは非行少年であった者

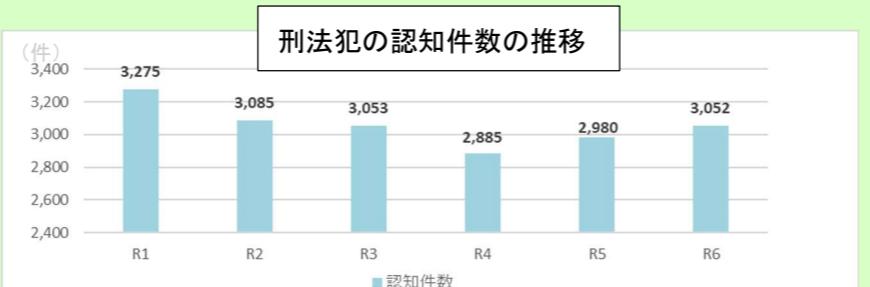
【計画の期間】

令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間

◆山形県の再犯防止を取りまく状況

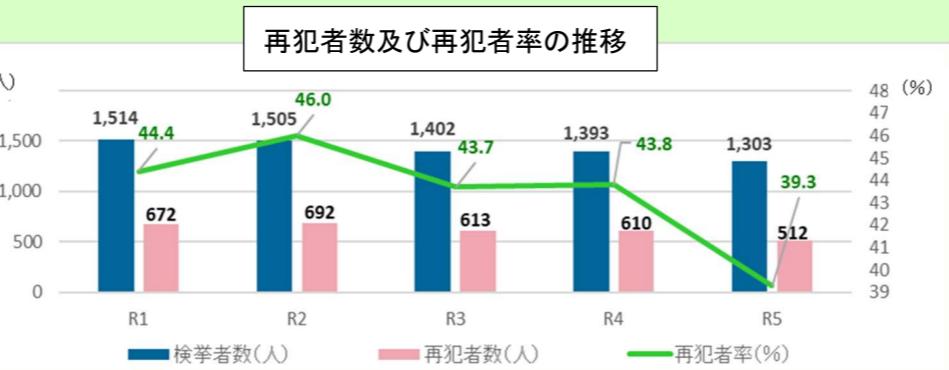
●刑法犯の認知件数 <山形県警察本部>

令和6年の刑法犯の認知件数は3,052件となり、2年連続で増加傾向にある。



●刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率 <法務省>

刑法犯により検挙された再犯者数は、令和5年は512人となり前年より大幅に減少し、現計画の成果指標(604人以下)を下回った。また、令和5年の再犯者率は39.3%と前年より4.5ポイント減少し、全国一低い再犯者率となっている。



●出所受刑者の2年以内再入者数 <法務省>

出所受刑者の2年以内再入者数は平成27年の16人をピークに、令和5年（令和4年出所者）は5人まで減少している。



◆第2次計画の基本的な施策の柱(案)(令和8~12年度)

柱I 就労・住居の確保等

- 1 就労の確保等
- 2 住居の確保等

柱II 保健医療・福祉サービスの利用の促進等

- 1 高齢者又は障がいのある者等への支援等
- 2 薬物依存の問題を抱える者への支援等

柱III 学校等と連携した修学支援・非行防止等

- 1 学校等と連携した修学支援の実施等
- 2 学校等と連携した非行防止の実施等

柱IV 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等

- 1 特性に応じた効果的な指導の実施等
- 2 刑事司法手続きや地域帰住等の段階に応じた切れ目ない支援

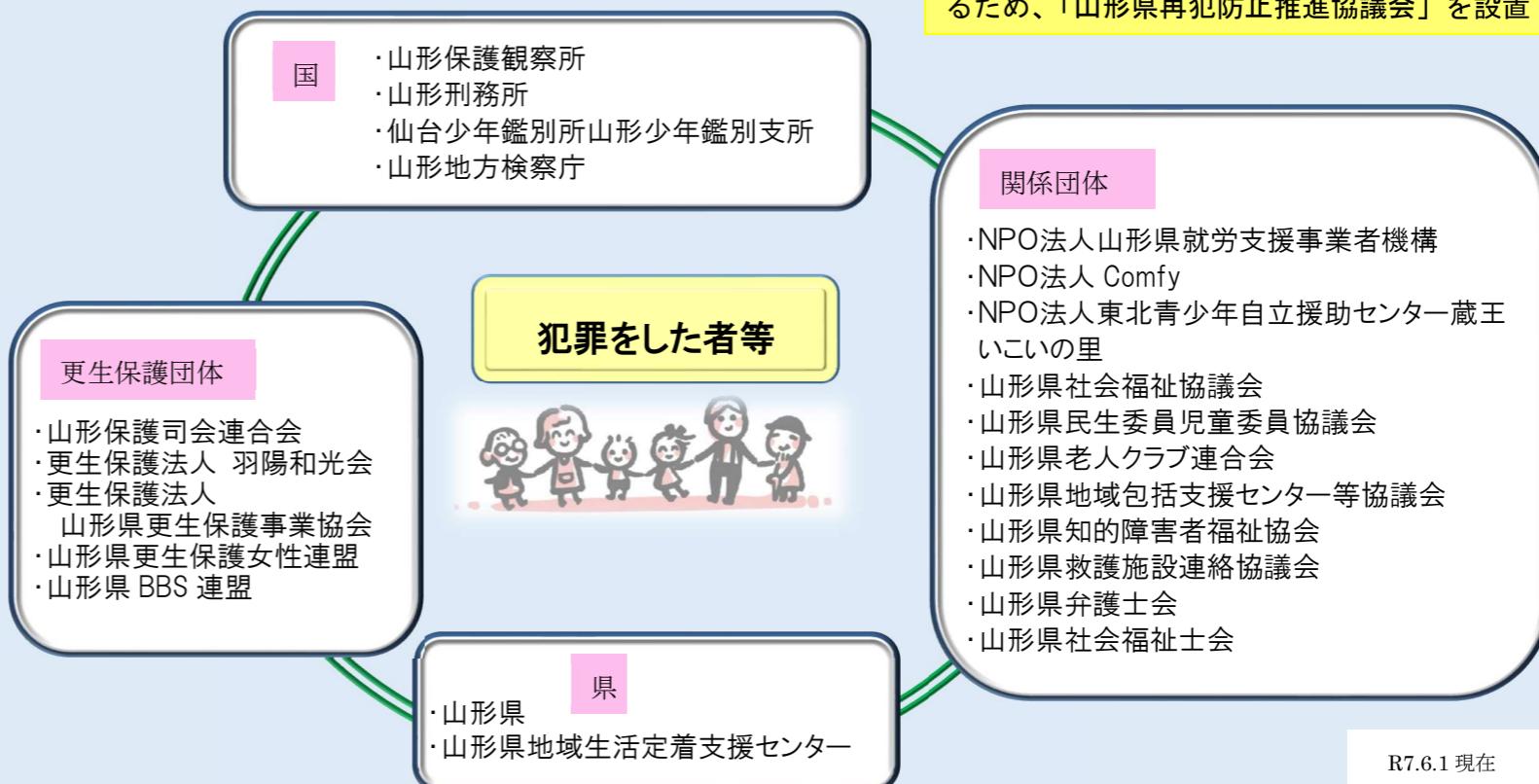
柱V 社会的な孤独・孤立を防ぐための相談体制の構築、民間協力者の活動の促進と県民理解の深化

- 1 複合的な課題を抱える者への相談体制の構築【新規】
- 2 ボランティア等民間協力者の活動への支援
- 3 広報・啓発活動の推進

柱VI 国・市町村・民間団体等と連携した取組の推進

- 1 特性に応じた効果的な指導の実施等
- 2 刑事司法手続きや地域帰住等の段階に応じた切れ目ない支援

◆本県の再犯防止のための推進体制



国の機関や更生保護団体、関係団体等とともに、再犯防止の取組を総合的・計画的に推進するため、「山形県再犯防止推進協議会」を設置